

議案第1号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 専決第1号 令和3年度長岡市一般会計補正予算
- 2 専決第2号 令和3年度長岡市一般会計補正予算
- 3 専決第3号 令和3年度長岡市一般会計補正予算

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月14日

長岡市長 磯田 達 伸

令和3年度長岡市一般会計補正予算

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月21日

長岡市長 磯田 達 伸

令和3年度長岡市一般会計補正予算

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月7日

長岡市長 磯田 達 伸

令和3年度長岡市一般会計補正予算

議案第5号

長岡市部制条例の一部改正について

長岡市部制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市部制条例の一部を改正する条例

長岡市部制条例（平成9年長岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表地方創生推進部の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 人権擁護及び男女共同参画政策に関すること。

第2条の表市民協働推進部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号

長岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

長岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
長岡市職員の給与に関する条例（昭和31年長岡市告示第43号）の一部を次のように改正する。

別表第7のアの表6級の項及び7級の項を次のように改める。

6級	1 本庁の課長の職務 2 支所長の職務
7級	1 部長又は会計管理者（以下「部長等」という。）の職務 2 部次長の職務

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。